

盲人ホーム運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、社会福祉法人 山梨ライトハウスが運営する盲人ホームに要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほかこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障害者であって、自営し、又は雇用される事の困難な者に対し施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行い、盲人の自立更生をはかる事業で、厚生労働大臣の承認を受けた事業に対して補助するものとする。

(補助金の交付基準)

第3条 この補助金の交付額は、別表に掲げる基準額と、対象経費の実支出額とを比較し、少ない方の額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 この補助金の交付申請は、盲人ホーム運営費補助金交付申請書（第1号様式）により知事に提出するものとする。

(交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（中止、廃止）をしようとするときは、変更（中止、廃止）承認申請書（第2号様式）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内の増減をさせる場合、又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
 - (2) 補助事業が予定期間に完了する見込みのない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 2 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書を整理し、補助事業完了後5年間保管しておくこと。

(補助金の交付)

第6条 この補助金の交付について、知事が必要と認めるときは、概算払いすることができる。

- 2 補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払い請求書（第3号様式）を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第7条 この補助事業が完了したときは、盲人ホーム運営費補助事業実績報告書（第4号様式）を、事業が完了した日から起算して一箇月を経過した日、又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出することとする。

(財産の処分の制限)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、盲人ホーム運営費補助金財産処分承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

附則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

この要綱は、平成13年1月6日から適用する。

この要綱は、平成20年2月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

補助基準額	対象経費
年額 6,538,566円	盲人ホームの運営のために必要な報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費等

第1号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者

年度盲人ホーム運営費補助金の交付について（申請）

当法人の経営する盲人ホームの運営について補助金を交付くださるよう関係書類を添えて申請いたします。

- 1 施設名
- 2 所在地
- 3 経営主体
- 4 補助金交付の申請額 金 円
- 5 補助金交付の対象となる経費の内訳（別紙）
- 6 補助金交付を必要とする理由
- 7 補助金交付の時期

平成 年 月 日

- 8 添付書類
 - (1) 年度事業計画及び収入支出予算書
 - (2) 職員配置状況調

第2号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者

年度盲人ホーム運営費補助金変更（中止、廃止）承認について（申請）

年度盲人ホームに対する運営費補助金について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、承認してくださるよう申請します。

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 補助金変更交付申請額 別紙のとおり
- 3 変更（中止、廃止）の理由

第3号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者

概 算 払 請 求 書

年 月 日付け、障第 号で交付決定のあった 年度
盲人ホーム運営費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付決定額①	既概算交付額②	差引額③(①-②)	今回概算請求額④

3 概算払い請求の理由

4 支払い方法

- (1) 口座振替 銀行名
預金種別
口座名
口座番号

第4号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者

年度盲人ホーム運営費補助金実績について（報告）

のことについて 年度盲人ホームにおける補助金事業を完了したので、盲人ホーム運営費補助金交付要綱第7条に基づき、事業の実績を報告します。

1 年度盲人ホーム運営費補助金事業実績報告書

2 年度盲人ホーム運営費補助金精算書

3 年度補助金歳入歳出決算書（見込み）

第5号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者

盲人ホーム運営費補助金の財産処分承認について（申請）

平成 年度盲人ホーム運営費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、盲人ホーム運営費補助金交付要綱第8条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類